

開発区域に含まれる地域の名称について

1 開発区域の名称について

名称の付け方については、以下の点に留意してください。表 1 に例を示します。

- ・「番地」ではなく「番」で表示することを標準とします。
- ・地番が 2 筆の場合には「及び」で結びます。地番が 3 筆以上の場合には「、」で、最後の筆を「及び」で結びます。
- ・地番が複数に渡り表示が長くなる場合には、「ほか〇〇筆」とすることができます。
- ・里道（水路）は、接する地番と併せて「□□番地先里道（水路）」と表示します。複数の地番と接する場合は、「～□□番及び△△番の各地先里道」「～ほか〇〇筆の各地先水路」と表示します。
- ・「大字」「字」「□□番地先里道（水路）」は「並びに」で結びます。大字や字が複数ある場合は「、」で結び最後大字又は字を「並びに」で結びます（ただし、「及び」に該当する箇所がない場合は、最小単位となる箇所の「並びに」を「及び」と記載します。）。

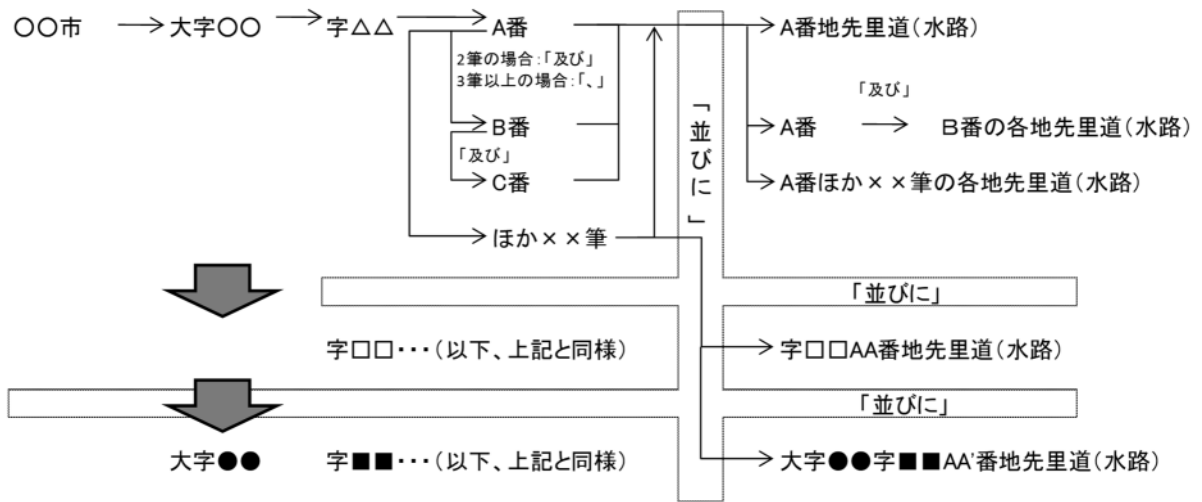


図 1

基本的な分類

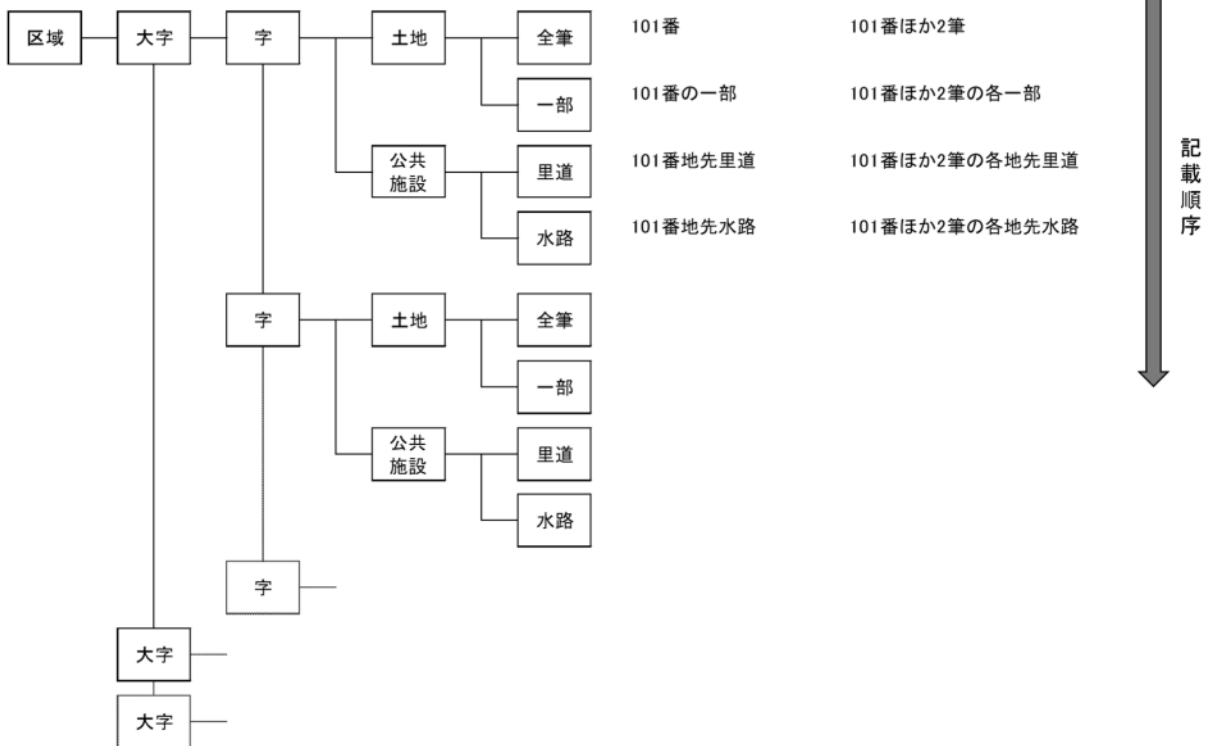


図 2

表1 開発区域の名称の例

・参考：開発区域の名称について(各土木事務所の窓口にご相談ください)		
	開発区域 字図	開発区域の名称(県報での表現)
(単筆に白地を含む場合)	<p>字△△</p> <p>接する片側</p>	<p>〇〇市大字〇〇字△△100番及び150番並びに100番地先里道</p> <p>(以下でも可)</p> <p>〇〇市大字〇〇字△△100番ほか1筆及び100番地先里道</p>
(複数に白地を含む場合)	<p>字△△</p> <p>接する片側 (基本は若い番号)</p>	<p>〇〇市大字〇〇字△△100番、101番、102番、103番、500番、501番及び502番並びに100番、102番及び103番の各地先水路</p> <p>(以下でも可)</p> <p>〇〇市大字〇〇字△△100番ほか6筆及び100番ほか2筆の各地先水路</p>
白地が片側の筆のみに接する場合	<p>表現できる片側</p>	<p>〇〇市大字〇〇字△△100番、150番、151番、152番及び153番並びに150番、151番及び153番の各地先水路</p> <p>(以下でも可)</p> <p>〇〇市大字〇〇字△△100番ほか4筆及び150番ほか2筆の各地先水路</p>
区域に複数の字を含む場合		<p>〇〇市大字〇〇字△△100番、101番及び102番並びに100番、101番及び102番の各地先里道、字□□300番並びに300番地先里道、字☆☆600番、601番及び602番並びに字▽▽801番、802番及び803番</p> <p>(以下でも可)</p> <p>〇〇市大字〇〇字△△100番ほか2筆及び100番ほか2筆の各地先里道、字□□300番及び300番地先里道、字☆☆600番ほか2筆並びに字▽▽801番ほか2筆</p>
区域に複数の大字を含む場合	<p>大字〇〇 大字□□</p> <p>大字〇〇 大字☆☆</p>	<p>〇〇市大字〇〇字〇〇100番、101番、102番及び103番、大字□□字□□300番並びに300番地先水路並びに大字☆☆字☆☆500番並びに500番地先里道</p> <p>(以下でも可)</p> <p>〇〇市大字〇〇字〇〇100番ほか3筆、大字□□字□□300番並びに300番地先水路並びに大字☆☆字☆☆500番並びに500番地先里道</p>
<p>※白地：里道、水路等</p> <p>——：開発区域界 - - -：字界</p>		